公立陶生病院ホームページ広告取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公立陶生病院組合広告掲載要綱（平成２０年８月１日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、公立陶生病院（以下「病院」という。）が管理するホームページ（以下「病院ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第２条　病院ホームページに掲載する広告は、バナー広告（病院ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。）にて要綱第５条に規定された範囲で行うものとする。

（掲載位置及び枠数）

第３条　広告の掲載位置及び枠数は、公立陶生病院（以下「病院」という。）が指定するものとする。

２　広告を掲載できる枠数は６枠とする。

（掲載期間）

第４条　広告を掲載する期間は、原則１ヶ月単位とする。

２　広告掲載の開始日及び終了日は病院が指定する。

３　広告掲載期間において、病院の都合により病院ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を２４時間で除して得た日数（１日未満の端数は切り捨てる。）に相当する期間、掲載期間を延長する。

（掲載規格等）

第５条　掲載枠の規格は、次のとおりとする。

⑴　サイズ　　上下６０ピクセル　左右２２０ピクセル

⑵　形式　　ＧＩＦ又はＪＰＥＧ形式で静止画

⑶　データ要領　　６ＫＢ以下

⑷　デザイン及び色彩　　病院のイメージを損なわないものであること。

２　次の表記は使用しないこととする。

⑴　「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

⑵　アラートマーク

⑶　ラジオボタン

⑷　テキストボックス（入力できるように見えるもの。）

⑸　プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

（募集方法）

第６条　広告の募集は病院ホームページ等により行うものとする。

（申し込み）

第７条　広告掲載の申込者は、公立陶生病院ホームページ広告掲載申込書（様式第１号）に別に定める書類を添付して公立陶生病院経営課に提出しなければならないものとする。

（掲載の決定等）

第８条　前条の規定による申し込みがあったときは、要綱第６条に定めるところにより広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告予定掲載６枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

⑴　第１順位

瀬戸市、尾張旭市又は長久手市（以下「構成市」という。）に本社又は本店を有する事業者、商店街、専門店街等の連合体

⑵　第２順位

構成市に支店、営業所等を有する事業者

⑶　第３順位

前２号のいずれにも該当しない事業者、商店街、専門店街等の連合体

⑷　第４順位

掲載希望月数の多いもの

２　前項の規定によっても広告掲載者が決定しないときは、抽選（くじ引き）により決定する。

３　広告掲載の可否を決定したときは、結果、掲載内容、条件等を広告掲載の申込者に対し、公立陶生病院ホームページ広告掲載等決定通知書（様式第２号）により通知する。

（掲載料）

第９条　広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、公立陶生病院組合管理者（以下「管理者」という）が別に定めた額とする。

２　広告主は、指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（原稿の作成等）

第１０条　広告主は、広告原稿を指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

２　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（内容等の変更）

第１１条　広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が法令等に違反しているとき、又はそのおそれがあるとき、若しくは要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めるものとする。

（広告主の届出義務）

第１２条　次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、公立陶生病院ホームページ広告申込内容変更届（様式第３号）により、変更を希望する日の１０日前までに届け出なければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

⑴　広告を差し替えるとき。

⑵　リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

⑶　リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

⑷　前３号に規定するもののほか、公立陶生病院ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（掲載の取り消し等）

第１３条　次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

⑴　指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。

⑵　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

⑶　広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。

⑷　広告の内容、リンク先ホームページの内容等が変更され、広告掲載の基準に違反している場合又はそのおそれがある場合と認められるとき。

⑸　前各号に規定するもののほか、病院ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

２　前項の規定により広告の掲載を取り消したとき又は広告の掲載を一時停止したときは、公立陶生病院ホームページ広告掲載取消等通知書（様式第４号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第１４条　前条第１項第４号又は第５号に該当する事由により公立陶生病院組合が被害を被った場合は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（広告掲載料の取り下げ）

第１５条　広告主は、自己の都合により病院ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は公立陶生病院ホームページ広告掲載取り下げ届（様式第５号）により広告掲載の取り下げを希望する日の

１週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあっては、１月前）までに申し出なければならない。

（掲載料の還付）

第１６条　納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額の総額とする。

３　前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

４　広告掲載料の還付を受けようとする者は、公立陶生病院ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第６号）を提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第１７条　広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第１８条　この要領に定めるもののほか、病院ホームページへの広告掲載について必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

この要領は、平成２０年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告掲載申込書

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　殿

所在地
名　称
代表者氏名　　㊞
電話番号

公立陶生病院ホームページへの広告の掲載について、次のとおり申込みます。

リンク先アドレス	https://
掲載希望枠	枠
掲載希望期間	令和　　年　　月から令和　　年　　月まで（　ヶ月間）
広告の概要	広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	事業内容や活動内容など
本申込みに係る担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： ｆａｘ： ｅ－ｍａｉｌ：
提出書類	広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、公立陶生病院組合広告掲載要綱、公立陶生病院組合広告基準、公立陶生病院ホームページ広告取扱要領及び公立陶生病院ホームページ広告募集要項の内容を遵守します。

様式第２号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告掲載等決定通知書

殿

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　印

令和　　年　　月　　日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、公立陶生病院ホームページ広告取扱要領第８条の規定に基づき通知します。

決定区分	□ 掲載する 別添「様式第８号」の条件で広告を掲載いたします。 内容に承諾いただければ、貴社の押印をいただき、公立陶生病院経営課まで提出してください。 なお、当承諾書をもって契約書の代わりといたしますので、提出される前に必ず写しを取っておいてください。 指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、公立陶生病院ホームページ広告取扱要領第１３条第１項第１号の規定により、広告掲載の決定を取り消し、又は一時停止することがあります。
	□掲載しない （理由）

様式第３号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告申込内容変更届

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　殿

所 在 地
名　　称
代表者氏名　　㊞
電話番号

公立陶生病院ホームページへの広告について、次のとおり変更したいので届け出ます。

内容変更

変更項目	変 更 内 容	変更年月日

様式第４号（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告掲載取消等通知書

殿

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　　印

令和　　年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消し等決定しましたので、公立陶生病院ホームページ広告取扱要領第１３条の規定に基づき通知します。

取消ＵＲＬ	https://
取消日	令和　　年　　月　　日
取消理由	

様式第５号（第１５条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告掲載取り下げ届

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　殿

所 在 地
名　　称
代表者氏名　　㊞
電話番号

公立陶生病院ホームページへの広告について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下げ年月日	令和　　年　　月　　日から
取下げ理由	

様式第６号（第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院ホームページ広告掲載料還付請求書

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　殿

所在地
名　称
代表者氏名　　㊞
電話番号

公立陶生病院ホームページ広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	令和　年　　月　日から令和　年　　月　日まで（計　　月）
請求金額	円
振込金融機関	銀行　　本店 農業協同組合　　支店 金庫　　支所 信用組合
	預金種目　１　普通　　２　当座
	支店番号　　口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考　口座名義人は、請求者本人としてください。

印紙

様式第８号

承諾書

令和　　年　　月　　日

公立陶生病院組合
管理者　瀬戸市長　川本雅之　殿

所在地
名　称
代表者職氏名　　印

公立陶生病院ホームページへの広告掲載について、公立陶生病院ホームページ広告取扱要領に定める条件及び以下の掲載内容について承諾します。

掲載ページ	公立陶生病院トップページ		
ＵＲＬ	https://www.tosei.or.jp/		
掲載枠数	＿＿＿＿＿＿枠		
掲載期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで		
広報掲載料	月数	月単価	広告掲載料
	ヶ月	円	円 （月数×月単価）
広報掲載料納付期限	令和　　年　　月　　日		
広報原稿入稿期限	――――――		
広報原稿入稿場所	公立陶生病院経営課		
リンク先ＵＲＬ	――――――		